### 政令第百八十一号

放送法: 等 0 部 を改正する法 律 -の 施 行 に 伴う関係 政 令 0 整 備 等に関する政 令

内 閣 は、 放送法等の一 部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号) の施行に伴い、 及び関係法律の

規定に基づき、この政令を制定する。

有 線テレビジ ョン放送法施行令及び電気通信役務利用放送法施行令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

有線 テレ ピ ジ 彐 放送 法 施 行 令 昭 和 四 十七 年政 令第四 百四四

十一号)

一 電気通信役務利用放送法施行令(平成十四年政令第十七号)

(放送法施行令の一部改正)

第二条 放送法施行令 (昭和二十五年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第 条中 「第五条」 を「第十条 (法第八十一条第六項において準用する場合を含む。) 」 に、

 $\mathcal{O}$ 五. を 「第八条」 に改め、 「放送事業者」 の 下 に (同 項に お į١ て準 甪 する同 条の 規 定が 適 用 され · る場

合に おける日本放送協会 ( 以 下 「協会」 という。)を含む。)」 を加え、 同 条第二号中 「第三条の 四第

項」 を 「第六条第 一項 (法第八十一条第六項において準用する場合を含む。) 」に改め、 同 条第三号中

第四 条第一項」 を 「第 九条第一項 (法第八十一条第六項にお いて準 用する場合を含む。)」 に改 いめる。

第二条中 「第九条の二の二」を「第二十二条」に改め、 同条第一 号中 「日本放送協会(以下「協会」と

いう。 )」を 「協会」に改め、 同条第三号を次のように改める。

三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務

の用に供する事業

第二条第四 号中 「(委託して放送をさせることを含む。 第七号において同 ľ \_ を削 ŋ 同 条第六号

中 「放送し、 又は委託して放送させること」を「放送をすること」に改め、 同 条第九号中 般 放送 事 業

者」を 「基幹放送事業者 (協会及び学園を除く。) 又は基幹放送局提供事業者」に改め、 同条第十一号中

「第九条第二項第二号」を「第二十条第二項第二号」に改め、 「及び有線テレビジョン放送法 (昭和四十

七年法律第百十四号) 第二条第一項に規定する有線放送」 を削

第六条中 「第四十四 条の二第二項」 を 「第八十二条第二項」に改 いめる。

第七条中 「第五十三条の八」を 「第百七十五条 (法第八十一条第六項において準用する場合を含む。

場合を含む。)」に改め、 用する場合を含む。)」に改め、 る場合を含む。 の二又は第二十九条」 同 般 第六十四 . 号 に改め、 放送事業 ホ 中 「委託協会国際放送業務」 業者 条 同 条第 に改め、 (受託: に、 号イ中 放送 を 同号チ中 「第五十二条、 「第三条 事 同号ハ中 「第三条の三第一項」 ,業者を除く。)」 同号ニ中 O「第四· を 匹 「第四条第一項」を 第三項」を 「協会国際衛星放送」に改め、 第五 + 匝 「第九条第一項第三号」を「第二十条第一項第三号」 条第二項」 十四条又は第五十五条」 を を 基 「第六条第三項 「第五条第 幹 を :放送事 「第九条第一項 「 第 · 業 者 八十一条第二項」 項 (法第 (法第 (協会及び学園 に改 同号へ中「第二十七条、 八十一条第六項に (法第八十一条第六項に め、 八十一条第六項に 同号卜中 に改り を除 め、 「第三十二条」を 同 お 条 7 お 第二十八条 いて準 に 第三号中 7 に改め、 お 準 お į١ 1 用 て準 て す 用 Ź す 同

設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒 いて同じ。)  $\mathcal{O}$ 第 \_ 兀 一項 (法第三条 第 (法第五十二条の二十八第一 項に規定す に規定する有料放送 の五に規定する放送事業者にあつては、 る国内受信者に対する有料放送の役務 ( 以 下 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 「有料放送」という。) イに掲げる事項を除く。  $\mathcal{O}$ 提供 を行う放送事 条件 に関 業者に、 す る事 並 項 び 並 つては、 んだ事実 び に法第 以下こ に 玉

法第五

十二条

の号にお

五

十二条の四

じ。)」に、

内

12

 $\mathcal{O}$ 概 院要及び 理 由 を (法第: 八条に規定する放送事業者に あ つては、 イに 掲げる事 項を除る に改 8

同 号 ノヽ 中 「第 五十二 条の三」 を 第 百十 · 条 」 に改 め、 同 号 に次 0 ように 加 える。

法第 百四十七 条第一項に規定する有料放送 ( 以 下 「有料放送」という。) を行う基幹放送事業者

12 あ つては、 同 項に規定する国内受信者 (以下「国内受信者」という。) に対する有料放送の 役務

 $\mathcal{O}$ 提 供条件に関する事 項、 国内 に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対 して

有料 放 送  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 役 務  $\mathcal{O}$ 提 供 を拒 んだ事 実 0 概要及び 理 由 法第 百 五. 干 · 条  $\mathcal{O}$ 規定による有料 放 送 O役 務に

関 す る料 金そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 提 供 条 件  $\mathcal{O}$ 概 要  $\mathcal{O}$ 説 明 に 関 す る事 項 並 び に法 第 百 Ŧī. + 条 O規 定 に ょ る国 ||内受

信 者 カン 5  $\mathcal{O}$ 苦 情 及び 間 合 せ  $\mathcal{O}$ 処 理 12 関 す Ź 事 項

第七 条第五 号中 有 料放送管理事 業者」 の 下 に \_ (法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理 事 業

者をいう。)」 を加え、 「第五十二条の六の五」 を 「第百五十条の規定による有料放送の役務 に . 関 ずす る料

金その 他 この提供な 条件 の概 要の 説 明に関する事項、 法第百 五十 \_\_ 条の 規定による国内受信者から 0 苦情 及び

間 放送事業者」 合 せ  $\mathcal{O}$ 処理 を に 関す 「基幹放送局提供 る 事 項 並 びに 事業者」 法 第百 五. に、 十五 条」 「第五· に改め、 十二条の十第 同号を同 項に規定する受託放送役務 条第六号とし、 同 条第四日 号中 ( 以 下 「受託

受託放送役務」 という。 を「第百十八条第一 項に規定する放送局設備 供給役務 (以下この号にお 1 て

放放 送 局 設 備 供給役務」という。)」に、 「受託」 放送役務の」 を 「放送局設備供給役務の」 に改 め、 同 号

を同条第五号とし、 同条第三号の次に次の一号を加える。

匹

般放送事業者 次に掲げる事項 (法第八条に規定する放送事業者又は法第百三十三条第一

項の規

定による届出をした一 般放送事業者にあつては、 イに掲げる事項を除く。)

1 第一 号イ及び 口 に掲げ る事 項

口 第 号 ノヽ に掲 げ うる事 項

ノヽ 法第十 条 に 規定する放送の再放送について  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 放送事 業者  $\mathcal{O}$ 同 意 に 関 す Ź 事 項

= 法第 百四十条第二 項に規定する指定再放送事業者にあつて は、 同条第一 項の規定による再放送の

役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関 する事 項

ホ 有料放送を行う一 般放送事業者にあつては、 前号ニに規定する事 項

(電波法施 行 令の一 部改正)

第三条 電 波法施行令 (平成十三年政令第二百四十五号) の — 部を次のように改正する。

第 条中 「電 波法 (以 下 法 という。 を 法」 に改め、 同条を第一条の二とし、 同 条 の前 層に次の

一条を加える。

(検査等事業者に係る登録の有効期間)

第一条 電波法 (以下「法」という。)第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、 五年とする。

第三条第一 項の表第二級総合無線 通信士 の項第二号ニ及び第三級 総合無線 通信: 士 0 項 (第二号 口 (2) 中 放

送局」 を 「基幹放送局」 に改 め、 同 表第二級陸上 一無線技 術士 0 項 第 一号及び第二号中 「テレ ビジ 日 ン

局」 を 「テレ ピ ジ 日 ン 基幹放送局」 に改 め、 同 条 第 二項 第四号を次の ように改め る。

几 基 幹 放 送局 法第六 条第二 項に に規定す んる基準 幹 放送局 をい う (次号及び第六号に お 7 て同 0

第三条第二項第五号中 「テレ ビジ ョン放送局」を 「テレ ビジ 3 ン基幹放送局」 に、 「送る放送局」を

送る基幹放送局」に改め、 同 項第六号中 「放送局」を 「基幹放送局」 に改める。

(電波法による旅費等の額を定める政令の一部改正)

第四 条 電 波法による旅費等 の額を定める政令 (昭和二十五年政令第百七十三号) の 一 部を次のように改正

する。

放送

第 条 中 放送法」 を 並 び に放送法」 に、 「第五十三条の十三、 有線テレ ビジ ョン放送法 (昭 和 兀

十七 年 法律第百 一十四号) 第二十八条、 有線ラジオ放送業務 の運 用 0) 規 正 に 関する法律 (昭 和二十六年 法 律

第百三十五号) 第九条並びに電気通信役務利用放送法 (平成十三年法律第八十五号)第二十一条」を 「 第

百八十条」に改める。

(電波法関係手数料令の一部改正)

第五 条 電波法 関 係手数料令 (昭和三十三年政令第三百七号) の 一 部を次のように改正する。

第 条 第 項第五1 号 中 「放送局」 を 「基幹放送局」 に、 「公衆によつて直接受信されることを目的

とする無線 通 信 の送信を行う無線 局 (電 気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)」 を 「電 波法

「法」という。)第六条第二項に規定する基幹放送局」に、「テレビジョン放送局」を「テレ ビジ

ョン基幹放送局」に、 「送る放送局」を「送る基幹放送局」に改め、 同条第三項中 「電波法 ( 以 下 「法」

という。)」 第二条第一 を 項の表四 「法」に、 一の項中 「テレビジョン放送局」を 「放送局 (テレ ビジ 彐 ン放送局」 「テレビジ を ョン基幹放送局」 「基幹放送局 (テレ に改 ビジ 8 ヨン 基 幹放送局

に改め、 同 表 五の項中 「テレビジ ョン放送局」 を 「テレビジ ョン基幹放送局」 に改め、 同 表 七  $\mathcal{O}$ 項中

放送局 を 基基 幹放 送 局」 に改 め 同 条第三項 中 移 動 受信 用 地 上 一放送」 を 移 動 受信 用 地 上 基 幹 放 送

放送法 (昭 和 <u>二</u> 十 五 年 法 律 第百三十二号) 第二条 第十 匝 |号の 移 動 受信 用 地 上 基幹 放 送を いう。 以 下 同

に改め、 (電 気通信業務を行うことを目的とするものを除く。 以下同じ。 \_ を 削 る。

第三条第一 項の表四 0 項中 「放送局 (テレビジ ョン放送局」を 「基幹放送局 (テレ ビジ ョン基幹放送局

に 改 め、 同 表 五.  $\mathcal{O}$ 項 中 「テ レ ビジ 彐 ン放送局」 を 「テレ ビジ ョン基幹放送局」 に改 め、 同 条第二項  $\mathcal{O}$ 表

兀  $\mathcal{O}$ 項 中 「放送 局 (テレビジ 日 ン放送局」 を 「基幹放送局 (テレ ビジ 彐 ン 基幹放送局」 に 改 め、

項 中 「テ レ ピ ジ 日 ン 放 送 局」 を 「テレ ビジ 日 ン 基 幹 放送 局 に 改 8 る。

第 四 条第 項  $\mathcal{O}$ 甲 表 兀  $\mathcal{O}$ 項 中 放送局 (テレ ビジ 彐 ン 放送 局」 を 基 幹 :放送局 (テレ ビジ 日 基 幹 放送

局」 に 改 め、 同 表 五.  $\mathcal{O}$ 項中 「テ レ ピ ジ ョン放送局」 を 「テレ ビジ 日 ン基幹 放送局」 に改 め、 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 

 $\angle$ 表 四  $\mathcal{O}$ 項中 「放送局 (テレビジョ ン放送局」を 「基幹放送局 (テレビジ 日 ン 基幹放送局」 に 改 め、 同 表

五  $\mathcal{O}$ 項 中 「テ レ ビジ 彐 ン放送局」 を 「テレビジ 彐 ン基幹放送局」 に改め、 同 条第 項  $\bigcirc$ 丙表 0) 項及び丁

表  $\mathcal{O}$ 項中 「放送局」 を 「基幹放 送 局」 に改め、 同 条  $\mathcal{O}$ 次に次の 条を加える。

(検査等事業者の登録更新申請手数料)

同

表

五.

 $\mathcal{O}$ 

第四 一 条 の 二 法第二十四 条の二の二第一項の規定による登録 の更新 を申請する者が 納 8 なけ れ ば ならない

手 数 料 (T) 額 は、 四〇〇円 (情報 通 信 i 技術利E 用法第三条第 項の 規定により 同 項 に規定す る電子情

報 処 理組 織 を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円)とする。

第七条第一項中 「移動受信用地上放送」を 「移動受信用地上基幹放送」に改める。

第十 九条第 項の 表四  $\mathcal{O}$ 項中 「放送局 (テレビジ ョン放送局」 を 「基幹放送局 (テレビジ ョン基幹放送

局」 に改 め、 同 表 五. の項中 「テ レ ビジ ョン放送局」を「テレビジ 彐 ン基幹放送局」 に改 め、 同 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 

表四 0) 項中 「放送局 (テレ ビジ 彐 ン放送局」 を 基幹放送局 (テレ ビジ 日 ン基幹放送局」 に 改  $\emptyset$ 同 表 五.

 $\mathcal{O}$ 項中 「テレビジョ 放送局」 を 「テレビジ ヨン 基幹放送局」 に 改 め、 同 |条第| 五. 項中 「第七十三条第三 項

を 「第七十三条第四項」 に改め、 同条第七項中「同条第三項」を「同条第四項」に、 「第七十三条第三

項」を「第七十三条第四項」に改める。

第二十一条第二項中 「第七十三条第三項」 を「第七十三条第四項」に改める。

(電気通信事業紛争処理委員会令の一部改正)

第六条 電気通! 信事業紛争処理委員会令 (平成十三年政令第三百六十二号) の 一 部を次のように改正する。

題 2名を次 0 ように 改 8

電 気 通 信 紛争 処 理 委員 会令

第一 条第一 項 中 「電 気通 信 事業 紛 争処理委員会」を 「電気通信 紛争処理委員会」 に改め、 同 条第二 項中

又は 電 波  $\mathcal{O}$ 利 用 を 電 波 0 利用又は放送の業務」 に改 8

第六条中 並 びに第百五十七条第二項並 び に を 第百 五. 十七 条第二 項並びに第百五十七 条の二

項、 に改め、 「第二十七 条 の三十五第二項」  $\mathcal{O}$ 下に 「並びに放送 . 法 (昭 和 二十 五年法 律第百三十二号)

第百 四 十二条第二項」 を加 え る。

第七 条第 項 中 並 び に 第 百 五 十七 条第四 項 並 びに を 第百 五. 十七 条第四 項 並 び に 第 百 五. + 七 条  $\mathcal{O}$ 

二第四 項 に 改め、 「第二十七条の三十五第四 項  $\mathcal{O}$ 下に 「並びに放送法第百四 十二条第四 項 を加え

る。

第十五 条中 「及び第百五十七条第 項並 びに を 第百 五. 十七条第 項及び第百 五. 十七条 穴の二第 項

に改 め、 「第二十· 七条の三十 五 第 項」  $\mathcal{O}$ 下に 並 び に放送法 第百 兀 十二条第一 項 を加 え、 及び

第百 五. 十七条第三項並 びに を 第百 五. 十七 条第三項及び第百 五. 十七条の二第三項、 に改 め、 第二

十七 之 条 の三十五 第三項」 0 下に 並 一びに放送法第百四 十二条第三項」 を加える。

公 職 選挙 法 施 行令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第七条 公職 選挙法施 行令 (昭 和二十五年政令第八十九号) の一部を次のように改正する。

いう。) 第百十 条  $\mathcal{O}$ 「基幹放送事 四第一 項 中 業者 般放送事業者 (法第百五十条第 (次条第二項及び第三項において単に 項に 規定する基幹放送事 業者をいう。  $\overline{\phantom{a}}$ 般放送事業者」と 以下 同じ。)

を

に改 め、 同 条第二項及び 第四 項 か ら第六項までの 規定中 般放送事業者」 を 基 幹 放送 少事業 者 に改め

る。

第 首 + 条  $\mathcal{O}$ 五第二 一項 第 号及び )第三項. 中 般放送事業者」 を 前 条第一 項に規定する都道府県ごと

に総 務 大臣 が 定める基幹放送事業者」 に改 め る。

第百十一条の六中 般放送事業者」 を 「基幹放送事業者」 に改める。

地 方税法 施 行 令の 部改正

第八条 地 方税 法 施行。 令 (昭 和二十 五年政令第二百四十五号) 0 部 を次 のように改正する。

附則第-十条の二の二第一 項の表第三号中 「第二条第三号の二に規定する放送事業者」 を 「第二条第二十

三号に規定する基幹放送事 業者又は同 条第二十四号に規定する基幹放送局提供 事業者」 に改める。

(有線電気通信法施行令の一部改正)

第九条 有線電 気通信 法施行令 (昭和二十八年政令第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一 条中 「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第十条 土地 区 画 整理法: [施行令 (昭 和三十年政令第四十七号) の 一 部を次のように改正する。

第五 十八条第 項 第 十九号中 「放送事業者」 を 「基幹放送事業者又は基 幹放送局提供 事業者」 に改める。

(建設業法施行令の一部改正)

第十一条 建設業法施 行令 (昭和三十一年政令第二百七十三号)の一 部を次のように改正する。

第二十七条第一項第三号口中 「第九条」を 「第九条第一号」に改め、 同号ハ中 「第二条第三号の二に規

定する放送事業者」 を 「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹

放送局提供事業者」に改める。

(首都圏整備法施行令等の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の 規定中 「第九条」 を 「第九条第一号」 に 改

- 首都! 圏整 備 法施 行令 (昭和三十二年政令第三百三十三号)第七条の二第二号
- 所得税法施行令 (昭和四十年政令第九十六号) 第六条第八号ソ
- $\equiv$ 消費税法施行令 (昭和六十三年政令第三百六十号)第五条第八号レ

(下水道法施行令の一部改正)

第十三条 下水道法施 行令 (昭 和三十四年政令第百四十七号) の 一 部を次のように改正する。

第十七条の二 中 「有線テレ ビジ 3 ン放送法 (昭 和四 十七年法律 第百十四号) 第二条第三項に規 定する有

線テレビジョン放送施 設者」 を 「放送法 昭昭 和二十五年法律第百三十二号)第百二十九条第 項に規定す

る登録 一般放送事業者 (その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一 般放送の

業務を行う者に限る。)」に改める。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第十四条 災害対 策基本法施 行 令 (昭和三十七年政令第二百八十八号) の — 部を次のように改正する。

第二十二条中「又は放送事業者」 を 「又は基幹放送事業者」に改め、 (委託放送事業者にあつては、

受託放送事業者に委託して放送を行わせること)」を削り、 「第三条第四項第三号」を 「第三条第四 |項第

四号」 に、 「第二条第三号の二」 を「第二条第二十三号」に、 「放送事業者 (同条第三号の四に 規定する

受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第十五条 法人税法施 行令 (昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八号ソ中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

第八十三条の二中 「第四十五条第 項第八号」を 「第四 十五条第一 項第七号」に改め、 同 条 第 号 中

第九条」 を 「第九条第一号」に改め、 同条第二号中 「第二条第二号」を「第二条第五号」 に改 め、 同 条第

三号中「有線テレビジョン放送法 (昭和四十七年法律第百十四号) 第二条第一項(定義) に規定する有線

テレビジョン放送」を 「有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送」

に改める。

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第十六条 金融 商品取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号) の一部を次のように改正する。

第九条の四第三号中 「 及 び 一般放送事業者」を 「及び基幹放送事業者」に、 「第二条第三号の三」 を「

第二条第二十三号」に、  $\overline{\phantom{a}}$ 般放送事業者をいう」を 「基幹放送事業者をいい、 日本放送協会及び放送大

学学園 (放送大学学園法 (平成十四年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学学園をいう。 を除

く」に改める。

第十六条第二項、 第十八条第二項及び第三十条第一項第一号ハ中「一般放送事業者」を「基幹放送事業

者」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正)

第十七条 首 都 巻 近郊 緑 地保全法施行令 (昭 和 四十二年政令第十三号)の一 部を次のように改正する。

第三条第二十号を削り、 同条第二十一号中 「放送事業」を「基幹放送」に改め、 同号を同条第二十号と

同条第二十二号を同条第二十一号とし、 同条第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(登録免許税法施行令の一部改正)

第十八条 登録 免許税 法施 行令 昭 和 四十二年政令第百四十六号) の一部を次のように改正する。

第十二条第一 項第三号中「 (次号において 「放送局」という。)」 を削り、 同項第四号を次のように改

める。

兀 放送 法 昭昭 (和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二十二号 (定義) に 規 定す ^る特定: 地 上 基 幹 放 送

事 業者 (日本放送協会を除く。 又は 同条第二十四号に規定する基幹放送局 提 供 事 業者 が 開 設 す る基

幹放送局 (電波法第六条第二項 ( 免 許 0 申 請 に規定する基幹放送局 をいう。 以下この号 に お 1 て 同

r. これ 5 の者が 開 設する他 の基幹放送局 から放送される放送番組を中 継 Ü て放送するために

開設するもの

第三十条 中 か 5 第 五 十六号ま で、 第 五. 十八号」 を 第 五 + 五. 号 に 改 Ø る。

(公共用) 飛 行 場 周 辺 に お け る 航 空 機 騒 音 に よる障 害  $\mathcal{O}$ 防 止 等 に 関 す る法 律 施 行 令  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

第十九条 公共 用 飛行 場 周 辺 に お け る航空機 騒 音によ る障 害  $\mathcal{O}$ 防 止等に関す る法律施 行 令 昭 和 兀 + 年政

令第二百八十四号)<br />
の一部を次のように改正する。

第五 一条の・ 表有線ラジ 才放送業務  $\mathcal{O}$ 運 用  $\mathcal{O}$ 規 正 に 関 する法律 (昭 和二十六年法律第百三十五号) 第二条に

規定する有線 ラジ オ 放 送の 業務 を行なうた 8  $\mathcal{O}$ 設 備  $\mathcal{O}$ 項 中 「有線ラジ オ放 泛業 務  $\mathcal{O}$ 運 用  $\mathcal{O}$ 規 正 に 関 す る法

昭昭 和二十六年法律第百三十五号) 第二条に規定する有線ラジオ放送」 を 有 線 電 気通 信設 備 を用 1 7

律

行わ れる放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第六十四条第 一項ただし書に規定するラジオ放送」に

「行なう」を「行う」に改め、 同 表有線放送電話 に関する法律 (昭和三十二年法律第百五十二号) 第二

条第二項に規定する有線放送電話業務を行なうため の設備 の項を削る。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正)

第二十条 近 畿 圏の保全区域の整備に関する法律施行令 (昭和四十三年政令第九号) の一部を次のように改

正する。

第七条第二十号を削 り、 同条第二十一号中 「放送事業」 を 「基幹放送」 に改め、 同号を同条第二十号と

同条第二十二号を同条第二十一号とし、 同条第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(信用金庫法施行令等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、 「第二条第三号の

を「第二条第二十三号」に、 「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、 日本放送協会及

び放送大学学園 (放送大学学園法 (平成十四年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学学園をいう

)を除く」に改める。

- 信用 金 庫 法 施 行 令 (昭 和 兀 十三 一年政 令 第百四十二号) 第十六条第 項
- 長 期 信 用 銀 行 法 施 行令 (昭 和 五. + 七 年 政 令第 兀 十二号) 第六 条  $\mathcal{O}$ 八 第
- 三 協 同 組 合 12 による 金 三融事 業 に関する法律 施 行令 (昭 和 五 十 七 年 政 公 令 第 四· + 应 号) 第五 条の 九第二項
- 匹 金 融 機 関 0 信 託 業 務  $\mathcal{O}$ 兼 営等に関する法律施 行令 ( 平成 五. 年政令第三十一号) 第十 条 0) 匹 第二 項
- 五. 投資 信 託 及び投資法 人に 関する法律 施 行令 (平成十二年 政令第四百八十号) 第百二十 一条第 匹 項
- 六 信 託 業 法 施 行令 平 成十六年 政 (令第四百二十七号) 第十二条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項
- 七 株式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 法 施 行 令 平 成十九年政 令第三百六十七号) 第十 条 第 項

(都市計画法施行令の一部改正)

- 都 市 計 画 法 施 行 令 (昭 和 匹 + 兀 年 政 令第百五十八号) 0) \_\_\_ 部を次のように改 Ē する。
- 第二十一条第十三号中 こ よる放送事 業 を 第二条第二号に規定する基幹放送」 に 改 んめる。
- 風 致 地 区内 12 おける 建 築等  $\mathcal{O}$ 規 制 に係 :る条例  $\mathcal{O}$ 制 定に 関 する基準 を定め る政 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正
- 第二十三条 風 致 地 区 内 に お け る建 築等  $\mathcal{O}$ 規 制 に 係 る条 例  $\mathcal{O}$ 制 定 に関 ける基準 準を定める政令 (昭 和 匹 1十四年

政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中 有線放送電話業務若しくは放送事業」 を 「若しくは基幹放送 (放送法 (昭和

一十五年法律第百三十二号) 第二条第二号に 規定する る基幹放送をいう。)」 に改め る。

沖 ·縄 の復帰に伴う郵政省関係法令の適用 の特別措置等に関する政令の一部改正

第二十四条 沖縄 の復帰に伴う郵政省関係法令の適用 の特別措置等に関する政令 (昭和四十七年政令第百五

十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項第三号中「第十六条第三項」 を 「第三十一条第三項」 に、 「第二十七条第四 [項] を

第五十二条第四項」に改める。

(都市緑地法施行令の一部改正)

第二十五条 都 市 緑地 法 施行令 (昭 和 四十九年政令第三号)の一 部を次のように改正する。

第三条第二十五号から第二十七号までを次のように改める。

二 十 五 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)による基幹放送又はテレビジョン放送 (有線電気通

信 設備 を用 いて行 われるものに限る。) の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十六及び二十七 削除

(水源地域対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十六条 水 源 地 域 対 策特 別措置 法 施 行令 ( 昭 和 兀 + 九年政令第二十七号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第二条第十二号中 「有線放送電話業務 の用に供する施設又は」を削る。

防 |衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第二十七条 防衛施設 周 辺の 生活環境 の整備等に関する法律施行令 (昭和四十九年政令第二百二十八号)

(T)

一部を次のように改正する。

第十二条 (T) 表 <u>ー</u>の 項 中 「有線ラジオ放送業務の 運 用 0) 規正 に関する法律 (昭和二十六年法律第百三十五

第二条に 規定する有線ラジオ放送」 を 「有線 電 気通 信 設 備 を 用 1 て行 わ れる放送法 昭昭 和 <u>-</u> 十 五. 年法

律第百三十二号)第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送」に改め、 同表十の項を次のように改

める。

削除

+

附則第四 項  $\mathcal{O}$ 表有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設

の項を削る。

## (文化財保護法施行令の一部改正)

第二十八条 文化財保護法 位施行令 (昭 和五十年 政令第二百六十七号) の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中 「有線放送電話業務、 放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務」を 「基幹放

送 (放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送をいう。)若しくは有線

テレ ビジ ョン放送 (有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう

。)」に改める。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 特定商取 引に関する法律施行令 (昭和) 五十一年政令第二百九十五号) の一部を次のように改正

する。

別 表第二中 (第五条関係) \_ を「(第五条、 第五条の二関係)」に改め、 同表第十号を次のように改

める。

+ 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第

号に規定する役務の提供

別表第二第二十八号を次のように改める。

二十八 削除

別表第二第四十三号を次のように改める。

四十三 削除

中 小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動 の調整に関する法律施行令の一 部改正)

第三十条 中小 企 |業の事業活 動  $\mathcal{O}$ 機 会  $\mathcal{O}$ 確保  $\mathcal{O}$ ため の大企業者の事 業活動 0 調整 に関する法律施 行令 ( 昭 和

五十二年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号を削る。

(大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正)

第三十一条 大規模地震対策特別措置法施行令 (昭和五十三年政令第三百八十五号) の一部を次のように改

正する。

第四条第十八号を次のように改める。

十八 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又

#### は 同 法第百 十八 条第一 項に規定する放送局 設備供給役務 を提供 いする事業

(銀行法施行令の一部改正)

銀行法施行令 (昭和五十七年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の五 第二項中 「を一般放送事業者」 を 「を基幹放送事業者」に、 「第二条第三号の三」

条第二十三号」に、 般放送事業者をいう」 を 「基幹放送事業者をいい、 日本放送協会及び放送大学学

に改める。

遠

(放送大学学園法

平

成十四年法律第百

五十六号)

第三条に規定する放送大学学園

を

いう。

を除く」

第十 兀 条 Ò 五 第二項及び 第十六条の六の二 一第二 一項中 般放送事 業者」 を 「基幹放送事 業者」 に改 いめる。

労働者 「派遣事 業の 適 正 立な運営 0 確 保 及び 派 :"遣労働<sup>2</sup> 者  $\mathcal{O}$ 就業条件  $\mathcal{O}$ 整備等 に関する法律 -施行令  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

第三十三条 労働者派遣事業 の適 正 な を運営の 確保及び派遣労働者 の就業条件の整備等に関する法律施行令

昭和六十一年政令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四 条第三号中 有線ラジオ放送業務  $\mathcal{O}$ 運 用  $\mathcal{O}$ 規 正 元に関 す る法律 (昭 和二十六年法 建第百三十五号)

第二条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレ ビジ 彐 ン放送法 昭昭 和四十 七年法律第百 十四号) 第二条第

一項に規定する有線テレビジョン放送」を削る。

(保険業法施行令の一部改正)

第十三条の五

の五第二項中

第三十四条 保険業法施行令 (平成七年政令第四百二十五号) の一部を次のように改正する。

「第二条第二十三号」に、 「一般放送事業者をいう」を 「基幹放送事業者をいい、 日本放送協会及び 放送

「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、

「第二条第三号の三」を

大学学園 (放送大学学園法 (平成十四年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学学園をいう。 を

除く」に改める。

第四 十四四 条  $\bigcirc$ 五第二 |項中 般放送事業者」 を 「基幹放送事業者」

に改

が る。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 資産の流動化に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百七十九号) の一部を次のように改正

する。

第四 十七条の二第二項中 「を一般放送事業者」 を 「を基幹放送事業者」に、 「第二条第三号の三」 を「

第二条第二十三号」に、  $\overline{\phantom{a}}$ 般放送事業者をいう」 を 「基幹放送事業者をい **!** 日本放送協会及び放送大

学 学 園 (放送大学学 園法 (平成十四年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学学園をいう。 を除

く」に改める。

第七十二条の二第二項中 「一般放送事業者」を 「基幹放送事業者」 に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正

第三十六条 社債、 株式等の振替に関する法律施行令 (平成十四年政令第三百六十二号) の一部を次のよう

に改正する。

第二十八条第二号イ中 「第五十二条の八第 項に規定する一 般放送事業者 <u>П</u> に掲げるも のを除く。

を 「第百十六条第 項に規定す ^る基幹: 放送事 業者」 に 改 め、 同 |号 口 を次 0 ように 改 8 る。

口 放送法第百二十五条第一項に規定する基幹放送局 <sup>虎</sup>提供事 業者 同 項に 規定する外国人等

第二十八条第二号ハ中 「第五十二条の三十二第一項」を 「第百六十一条第一項」に改 いめる。

(武力攻撃事態等における我が国 の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施 行令の 部

改正)

第三十七条 武力攻撃事態等におけ る我が国 の平和と独立並びに国及び国民 の安全の確保に関する法律施行

令 (平成十五 年政 令第二百五十二号) の 一 部 を次のように改正する。

第三条第三十九号ヌを次のように改める。

ヌ

放送法

学学園法 (平成十四年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学学園、 その行う放送法第二条

(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者

(放送大

第二号に規定する基幹放送 (以下この号にお いて単に 「基幹放送」という。 に係る る同 法第九 +

条第二項第二号に規定する放送対象地 域が  $\mathcal{O}$ 都道 府 県 O区 域内にとどまるも の及び 同 法 第百 四十

七 之 条 第 項に 規 定す ^る有料! 放送を専 5 行うも 0 を除く。 以下この号に おい 7 「特定基幹 放 送 事 業者

う。 及び同語 法第二条第二十 应 号に規定す うる基幹 放送局 提 供 事 業者 (同 号に 規定す る基 幹放

送局設 備を特定基幹放送事 業者である同条第二十一号に規定する認定基幹放送事 業者の行う基幹放

送の業務の用に供するものに限る。)

(東南) 海 南 海 地震 に係る地震防災対策 の推 進に関する特別措置法施行令の一 部改正)

第三十八条 東南 海 南 海 地 震 に係 る地 震防災対策の推 進 に関する特別措置法施行令 (平成十五年政令第三

百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号を次  $\widehat{\mathcal{O}}$ ように改 いめる。

十九 放送 法 (昭 和 <u>二</u> 十 五. 年法 律 第百三十二号) 第二条第二号に規定す る基幹放送 の業務を行う事業又

は 同 法第百十八条第一 項に規定する放送局設備供給役務を提供する事 業

武 力攻撃事 態等における国民 の保護のための措置に関する法律施行令の一部改

正

七 十五号) 0 部を次  $\mathcal{O}$ ように改正する。 第三十

九条

武

力

攻撃事

紫等に

お

け

る国民

0 保

護

のための措置に関する法律施行令

(平成十六年政令第二百

第二十七条第六号を次の ように改 Ø

六 放送法 (昭 和二十 五 年 法 律第百三十二号) 第二条第二十三号の 基 幹 放送事業者 (放送大学学園 法

平成 + 匹 年法律第百五十六号) 第三条に規定する放送大学学園を除き、 地上基幹放送 (放送法第二条

第十 五. 号 0 地上基幹放送をいう。 以下この号において同じ。) を行うものに限る。 が 行 う同 条第四

号の 玉 放送 (地上基幹放送に限 る。) の業務に用 ζ,\ られる放送局 (同条第二十号の 放送局 をい う。

以下この 号にお **,** \ て同じ。 であって、 同 法 第 九十一 条第二項第三号に規定する放送系に お 1 7 他  $\mathcal{O}$ 

放送局 か ら同 法第二条第一 号の放送をされる同条第二十七号の放送番組を受信 Ļ 同時にこれをその

# まま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第四十条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次の

ように改正する。

第九十八号を次のように改める。

九十八 削除

第百四十九号を次のように改める。

百四十九 削除

第二百三十七号を次のように改める。

二百三十七 削除

第三百八十二号を次のように改める。

三百八十二 削除

(日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の 部改正)

第四 十 条 日 本 海 溝 千 島 海 溝 周 辺 海 溝型 地 震に 係 る地 震防災 災 対 策  $\mathcal{O}$ 推 進 に関 する特 莂 措 置法 施 行 平

成十七年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号を次のように改める。

十九 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又

は 同 法第百十八条第一項に規定する放送局設備 供給役務を提供する事 業

所得税法施

行令の

部を改

正す

る政令及び

法

人税法

施行令

 $\mathcal{O}$ 

部

を改一

Ē

する政令

 $\bigcirc$ 

部

改正

第四 十二条 次に 1掲げ る 政 令  $\mathcal{O}$ 規 定 中 「を除 **\bar{\circ}** کے 0 下に 同 号ホ 中 「第五 十三条第 項」 とあ るの

は「第百六十七条第一項」と」を加える。

所得税法 施行令  $\mathcal{O}$ 一部を改正する政令 (平成二十年政令第百五十五号) 附則第十三条第二項

法人税法施行令の一部を改正する政令 (平成二十年政令第百五十六号) 附則第十二条第二項

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第四十三条 職 員  $\mathcal{O}$ 退 職 管理に 関す る政令 (平成二十年政令第三百 八十九号) の <u>ー</u> 部 を次 0 ように改正 立する。

別 表第 総 務省  $\mathcal{O}$ 項中 電 気通 信 事業紛争処理委員会」 を 電 **党**気通信 紛 争処理委員会」 に改める。

## (総務省組織令の一部改正)

第四 + 四 条 総 務 省組 織 令 (平成十二年政令第二百 四十六号) の 一 部を次 0) ように改 正する。

第八十二条第三号、 第八十三条第三号及び第八十四条第二号中 「電気通り 信役務利用 放送」 を 般放送

」に改める。

第八十五条第一号中 っに 開設する放送局」 を 「の放送局」 に、 第二条第三号」を 「第二条第二十号」

に改 め、 「及び人工衛 星に 開設す 、る無線! 局  $\mathcal{O}$ 無線 設 備 を 使用 す る電気通信役務利用放送」 を削 り、 同 条第

一号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める

第百三条第六号中 無 線 設 備 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 に 「 検 査 又 は を 加 える。

第百二十五条第一 項 中 有線テレ ビジ 彐 ン放送法 (昭 和四 十七 年法律第百十四号) 」 を削る。

附則

(施行期日)

第 条 この政令 は、 放送法: 等  $\dot{O}$ 部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号。 以下 「放送法等改正

法 という。 の施 行 0 日 (平成二十三年六月三十日。 以 下 「施行日」という。 か ら施行する。

電 気 通 信 事 業 紛 争 処 理 委 員 会令  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第二条  $\mathcal{O}$ 政 令  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 第 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 電 気 通 信 事 業 紛 争 処 理 ·委員: 会令 以 下こ  $\mathcal{O}$ 

に お 1 7 旧 委員会令」 とい う。 第 条第二 項 0) 規定により任 命 され た電 気 通 信 事 業 紛 争 処 理 委員 会  $\mathcal{O}$ 

特 別 委員 で あ いる者は、 施行 日 に、 第六条  $\mathcal{O}$ 規定による改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 電 気通 信 紛 争処 理委員会令第一 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 

規 定 に ょ ŋ 電 気 通 信 紛 争 処 理 委員 会の 特 別 委員とし て任 合され、 た ものとみなす。 この 場合に お ζ, そ  $\mathcal{O}$ 

任 命 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ とみなされ る 者  $\mathcal{O}$ 任 期 は、 同 条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定 に か か わ からず、 旧 委 員会令第 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規

定 に ょ ŋ 任 命 され た 電 気通 信 事 業 紛 争 処 理 委 員 会  $\mathcal{O}$ 特 別 3委員、 とし 7  $\mathcal{O}$ 任 期  $\mathcal{O}$ 施 行 日 に お け る 残 任 期 間 と同

一の期間とする。

(地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第 八 条  $\mathcal{O}$ 規定 に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方 税 法 施 行 | 令附 則 第十条 の 二 の二第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 施 行 日 以 後  $\mathcal{O}$ 軽

油  $\mathcal{O}$ 引 取 Ŋ に 対 して 課 すべ き軽 油 引 取 税 に つ 7 て適 用 施 行 日 前  $\mathcal{O}$ 軽 油  $\mathcal{O}$ 引 取 りに 対して課する軽 油 引

取税については、なお従前の例による。

首 都 巻 近 郊 緑 地 保全 法 施 行令  $\mathcal{O}$ 部改 正 に に伴う経過 過 措

置

第四 条 放送法等改 正 法 附 則 第七 条  $\mathcal{O}$ 規定 に より 放送法等改正 法 附 則 第二条  $\mathcal{O}$ 規定による 廃 止 前  $\mathcal{O}$ 有 線 放 送

電 話 に 関 す る 法 律 昭昭 和三十二年 法 律 第 百 五. 十二号。 以下 旧 有 線 放送 電 話 法 という。  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用

に 0 **,** \ てな お 従前  $\mathcal{O}$ 例 によることとされる旧 有線放送電 話 法第三条の許 可 を受けている者が行 う有線 放送

電 話 業務の用に供する設備  $\mathcal{O}$ 設置 又は管理に係る行為につ いては、 第十七条の規定による改正後の首 都 巻

近 郊 緑 地 保全法施行 令第三条 0 規定に、 カゝ か わ らず、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

近 畿 圏 一の保全 区 域域  $\bigcirc$ 整備 に関す る法律が 施 行 令の 部 改 Ē に伴う経 過 措 置

第 五. 条 放 (送法: 等改 正 法 附 則 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 旧 有 線 放 送 電 話 法  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 7 て な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

ることとされ る 旧 有 線 放送 電 話 法 第三条  $\mathcal{O}$ 許 可 を受け て 1 る者 が 行 う有 線 放 送 電 話 業 務  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す Ź 設 備

 $\mathcal{O}$ 設 置 又は 管 理 に係 る行為に に つい ては、 第二十条  $\mathcal{O}$ 規定による改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 近 畿 圏  $\mathcal{O}$ 保 全 区 域  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す Ź

法律施行令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(風 致 地 区内 12 おける建築等の 規 制 に係 る条例  $\mathcal{O}$ 制 定に関する基準を定める政令の一 部改正 に伴う経過措

置

第六条 放送法等改 Ē 法 附則第七条 0 規定に より 旧 1有線放 送電話法 0 規定 の適 用 12 0 V) てなお従前 0 例 によ

ることとされ る 旧 有 線 放 送 電 話 法 第三条  $\mathcal{O}$ 許 可 を受け 7 1 る者 が 行 う有 線 放 送 電 話 業 務  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す Ź 路

 $\mathcal{O}$ 設 置 又 は 管 理 に係 る 行 為 に 0 1 7 は 第二十三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 風 致 地 区 内 に お け る 建 築 等  $\mathcal{O}$ 規

都 市 緑 地 法 施 行令  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴う経過 過 措 置 制

に

係

る条

例

 $\mathcal{O}$ 

制

定

に

関

す

る基準

を

定定め

る

政令第三条第三

項

 $\mathcal{O}$ 

規定に

か

か

わ

5

ず、

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

第七 条 放送法 . 等 改 正 法 附 則 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 旧 有 線 放 送 電 話 法  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい 7 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

 $\mathcal{O}$ ることとされ 設 置 又 は 管 理 る 旧 12 係 有 る 線 行 放送 為 電 に 話 0 法 1 第三 て は 条 第二十  $\mathcal{O}$ 許 可 五. を受け 条  $\mathcal{O}$ 7 規 ζÌ 定 る者が に ょ る改 2行う有質 正 後 線  $\mathcal{O}$ 放送 都 市 電 緑 話 地 法 業 施 務 行  $\mathcal{O}$ 用 令 第 に  $\equiv$ 供 条 す る  $\mathcal{O}$ 規 設 定 備

に か カ わ らず、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

水 源 地 域 対 策 特 別 措 置 法 施 行 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正 12 伴 Š 経 過 措 置

第 八条 放送法: 等改 正 法 附 則 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 旧 有 線 放 送 電 話 法 0 規定 0 適 用 に つい 7 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

ることとされ る旧 有 線 放送 電 話 法 第三 条  $\mathcal{O}$ 許 可を受け 7 V) る者 が 行う有質 線 放 送 電 話 業 務  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る 施 設

 $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 す る 事 業 に 0 **,** \ て は、 第二十 六 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 水源 地 域 対 策特 別 措 置 法 施 行令第二条

 $\mathcal{O}$ 規 定 12 か カゝ わ らず、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

防 衛施 設 周 辺 0 生 活 環境  $\mathcal{O}$ 整 備 等に 関 す る法 律 施 行 令 0) 部 改 Ē に 伴う 経 過 措 置

第 九 条 放 送法 等 改 正 法 附 則 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 旧 有 線 放 送 電 話 法  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい て な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

ることとされ る旧 有 線 放送 電 話 法 第三 条 の許可を受けてい る者が 旧 有線 放 送電話法第二条第二項 に は規定す

る有線放送電 話業務を行うための 施 設 の整備に係る補助については、 第二十七 条の規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 防

衛 施 設 周 辺  $\mathcal{O}$ 生 一活環境 の整 備等に関する法律施行令第十二条及び 附則第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定にか か わらず、 なお 従

前の例による。

文 化 財 保 護 法 施 行 令  $\mathcal{O}$ 部改 Ē に伴う経 過 措 置

第十条 放送 法 等 改 正 法 附 則 第 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 旧 有 線 放 送 電 話 法  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい て な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例

ることとされる旧有 線 放送 電 話 法 第三条  $\mathcal{O}$ 許 可 を受けてい 、る者が 行う有 線 放送電 話 業 務  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す Ź 線 路

 $\mathcal{O}$ 設 置又は管理に係る行為につい ては、 第二十八条の規定による改正後 の文化財保護法施行令第四 [条第六

項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

特 定 商 取 引 に 関す る 法律 施 行 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正 に 伴う経過 過 措 置

第十一 条 特定 商 取 引 に . 関 す Ź 法 律 施 行 令第 五 条の二  $\mathcal{O}$ 規定 は、 次の各号に掲げ る者が 施 行 日 前 に 締 結 した

に

ょ

契約、 施行 日 前 に受けた申 込み 文は 施 行 日 以 後にその申 込みにより締! 結 L た契 約 に係 る役務 の提 供 で あ 0

て当 該 各号に 定 8 る 役 務 Ď 提 供 に 相当するも のに つ ١ ر て は 適 用 L な

次に掲げる者 第二十 九条の規定による改正 前 の特 定商取引に関する法律施行令 (以下この条にお ١

て「旧令」という。)別表第二第十号に規定する役務の提供

1 放送法等改正 法 (T) 施 行 の際現に放送法等改正法第二条の規定による改正前 の放送法 (昭 和二十五 年

法  $\mathcal{O}$ 規 律第百三十二号。 定に よる改 正 前 以下  $\mathcal{O}$ 雷 波法 旧 放送法」という。) (昭和二十五 年法律第百三十一号。 第二条第三号の二に規定する放送法等改 以 下 旧 電 波 法 という。 正 法 第  $\mathcal{O}$ 四条 規 定

に ょ り 放 送 局  $\mathcal{O}$ 免 許 を受け た者であ る者 旧 電 波 法 第五句 条第 五. 項 E 規 定する受信 障 害 対策 中 継 放 送 を

行う者を除く。)で、 放送法等改正法附 ]則第. 九条第一 項 の規定により放送法等改正 法第四 条  $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 規 定に

よる改正 後の電波法 (以 下 「新電波法」 という。) 第六条第二 項に規定する基幹放送局 0 免許を受け

たものとみなされ第二十九条の規定による改正後の特定商 取引に関する法律施 行令 (以下この条にお

1 て 「新令」という。 別表第二第十号に規定する放送事業者となっ たも  $\mathcal{O}$ 

放送法等改正法 の施行 の際! 現に旧放送法第五十三条の九の三に規定する旧 電波法 の規定により受信

口

障 害 対 策中 継放送をす る無線 局  $\mathcal{O}$ 免許、 を受けた者 である者で、 放送法等改 Ē 法 附 則 第 九 条 第 項 の規

定に ょ り 新 電 波 法 第六 条第 項に 規 定す る基幹放送局 0 免許 を受け たものとみなされ新令 別 表第 一第

十号に規定する放送事業者となったもの

放送法等改正法 の施 行 の際 現に旧放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者である者で、

放送法等改 正 法 附 則第 八条第二項 の規定により放送法等改 Ē 法 1第二条 0 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 放送 法

以 下 新 放送法」 という。 第九十三条第 項 0 認定を受け たも  $\mathcal{O}$ 又 は 新放送法第百二十六 条第 項

 $\mathcal{O}$ 登 録 を受け た ŧ 0 とみ かされ 新 令 別 表第二 第 十号に規 定 す る放送事 業者とな 0 た ŧ  $\mathcal{O}$ 

放送法等 改 正 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際現 に 放送 法 等改 正 法 附 則 第二 条 第 号の 規 定に ょ る廃 止 前  $\mathcal{O}$ 有 線 デレ ビジ

日 ン 放送法 (昭 和 兀 十七 年法律第百 十四号) 第十二条の 規定に よる届 出 をし てい . る者で、 放送法等 改正

法 附 則第 五. 条第 項 0 規定により新放送法第百二十六条第一 項 の登録を受けたもの又は新放送法第 百三

十三条第 項  $\mathcal{O}$ 届 出 をしたものとみなされ新令別 表第二第十号に規定する放送事業者となったもの 旧

令別表第二第二十八号に規定する役務の提供

三

放送法等改正法  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 際現に放送法等改正法附則第二条第三 号の規定による廃 止 前  $\mathcal{O}$ 電 気通! 2.信役務

利 用放送法 (平成十三年法律 第 八十五号) 第三条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定による登録を受けてい る者で、 放送 法等

改 Ē 法 附 則 第六条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により 新 放送法第百二十六条第 項 0 登 録を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ 又 は 新 放 送 法 第

百三十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったも  $\mathcal{O}$ 

旧 令別表第二第四十三号に規定する役務の提 供

公益通報者保護法 別 表第八号の法律を定める政令 . つ 部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行 日 前  $\mathcal{O}$ 犯 罪行 為 の事 実及び処分  $\mathcal{O}$ 理 由 とされてい る事 実 (以下この条に お いて 「犯罪 行 為の

事 実等」 という。 並 び に放送法等改 正 法 0) 規 定 に より な お 従 前 0) 例 によることとされる場合 に お け る 施

行 日 以 後  $\mathcal{O}$ 犯 罪行 為  $\mathcal{O}$ 事 実 等 に つ V て は、 第四 + 条  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る改 正 後  $\mathcal{O}$ 公益 通 報 者 保 護 法 別 表 第 八 号の

法 律 とを定める る政令第九 十八号、 第百四十九号、 第二百三十七号及び第三百八十二号の規定にか か わらず、

な お 従前 の例 に 、よる。

罰 則 に関する経過 措 置)

第十三条 この政 令の 施行前にした行為に対する罰則 の適用については、 なお 従前の例による。

理

由

等の情報通信関係政令の規定の整備を行うほか、 放送法等の一 部を改正する法律の施行に伴い、 他の関係政令における用語の整理等を行う必要があるから 有線テレビジョン放送法施行令等を廃止し、 放送法施行令